

## 第6期 雲南市農業委員会第35回総会議事録

1. 日 時 令和2年5月22日（金） 13:30～15:00

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員（16名）

2番 高田 耕	3番 竹内 勉	4番 奥田 武	5番 神田 邦昭
6番 小山 益男	7番 山本 裕子	8番 吉廣 丈晴	9番 佐藤 博子
10番 三原 治雄	11番 吾郷 正司	12番 高橋美佐子	13番 橋本 博
14番 三島 輝昭	16番 嘉本 輝雄	17番 山本 博子	19番 加藤 一郎

4. 欠席委員（3名）

1番 錦織 邦男 15番 柳原 昌広 18番 内部 武雄

5. 事務局又は説明者 統括監 奥井健次 統括主幹 白築 香 主 幹 土江慶彦  
主 幹 錦織慎司

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第238号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について
- ・議第239号 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を選考するための選考委員の選出について
- ・議第240号 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を選考するための選考委員長並びに選考副委員長の選出について
- ・議第241号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第242号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第243号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積（別段の面積）」の設定について
- ・議第244号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第245号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第246号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、16名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第35回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、14番三島輝昭委員、16番嘉本輝雄委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について</li> <li>・ 農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について</li> <li>・ 田畑転換届出の受理について</li> <li>・ 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・ 会議等の報告事項</li> <li>・ 会議等の予定</li> <li>・ 次期以降の運営委員会及び総会開催日</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。質問はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3議案の上程を行ないます。それでは最初に、議第238号雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について、を議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書6ページをご覧ください。議第238号雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について、であります。 また、本日お配りしております別紙1の第6期雲南市農業委員会組織体制・外郭団体現委員等名簿も合わせてご覧ください。 現在、雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員には、4町からお出かけいただいております。任期は、令和2年6月13日までとなっております。 今後の任期は、農業委員の任期に合わせることにし、令和2年6月14日から令和2年7月19日までであります。 現在の委員は、大東町が山本裕子委員、加茂町が嘉本輝雄委員、木次町が山本博子委員、三刀屋町が柳原昌広委員です。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
3 番	3 番竹内です。議第238号は、人事案件でございます。先日、運営委員会で協議をいたしまして、これまでも任期期間中は特別の理由がない限りは引き続きお願いする形を取っているところでありますので、先程、事務局から現在の委員さんの名前が読み上げられましたが、引き続きお務めいただければと思います。
議 長	ただ今、事務局並びに運営委員長から説明・提案がありました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。これは人事案件でございますので討論を省略いたします。お諮りいたします。議第238号雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出については、現在の委員の、大東町は山本裕子委員、加茂町は嘉本輝雄委員、木次町は山本博子委員、三刀屋町は柳原昌広委員を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任とし、選出することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第238号雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出については、提案のとおり留任とし、選出することに決定いたしました。
議 長	次に、議第239号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を選考するための選考委員の選出について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案書7ページをご覧ください。議第239号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を選考するための選考委員の選出について、であります。 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する選考委員会要綱第3条の規定に基づき、選考委員を選出するものです。会長が指名する6人以内で構成することになっております。以上、よろしくお願いたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありましたとおり、要綱第3条の規定に基づき選考委員は、会長が指名する6人以内の農業委員会の委員をもって構成することになってはおりますが、わたくしといたしましては、各町でそれぞれご協議いただき、各町より選考委員を1人ずつ選出していただきたいと存じますが、いかがでしょうか。これについて、ご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	ご異議がないと認めますので、これより各町でご協議をお願いします。あの時計で、13時50分まで、暫時休憩とします。 ・・・ (休憩) ・・・
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に、大東町より順次発表願います。
2 番	2 番高田です。大東町は、小山委員で決まりました。
議 長	次に、加茂町をお願いします。
1 6 番	1 6 番嘉本です。加茂町は、わたくしでお願いします。
議 長	次に、木次町をお願いします。
1 3 番	1 3 番橋本です。木次町は、自分をお願いします。
議 長	次に、三刀屋町をお願いします。

発信者	議 事 録 要 旨
9 番 議 長	9 番です。三刀屋町は、奥田委員でお願いします。 次に、吉田町をお願いします。
3 番 議 長	3 番です。吉田町は、錦織委員が欠席ですので、竹内でお願いします。 次に、掛合町をお願いします。
1 1 番 議 長	1 1 番です。掛合町は、神田邦明委員でお願いします。 ただ今、各町から発表のとおり、大東町は、小山委員、加茂町は、嘉本委員、木次町は、橋本委員、三刀屋町は、奥田委員、吉田町は、竹内委員、掛合町は、神田委員ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。これは人事案件でございますので討論を省略いたします。お諮りいたします。議第 2 3 9 号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を選考するための選考委員の選出については、大東町は、小山委員、加茂町は、嘉本委員、木次町は、橋本委員、三刀屋町は、奥田委員、吉田町は、竹内委員、掛合町は、神田委員として選出したいと考えます。提案のとおり選出することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 2 3 9 号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を選考するための選考委員の選出については、提案のとおり選出することに決定し、わたくしが選出された 6 人の委員を選考委員として指名いたします。選考委員の皆様よろしくをお願いします。
議 長	次に、議第 2 4 0 号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を選考するための選考委員長並びに選考副委員長の選出について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案書 8 ページをご覧ください。雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を選考するための選考委員長並びに選考副委員長の選出について、であります。 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する選考委員会要綱第 4 条の規定に基づき、議第 2 3 9 号で選出されました選考委員 6 名の中から、委員長、副委員長を互選するものです。以上、よろしくお願ひいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありましたとおり、要綱第 4 条の規定に基づき、委員長並びに副委員長を先ほど選出された委員の互選により決定することとなっております。 よって、これより第 1 回選考委員会を 2 0 3 会議室で開催いたしますので、暫時休憩とします。  ・・・ (休憩) ・・・
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中に第 1 回選考委員会において、選考委員長並びに選考副委員長を選出していただいた結果を、発表していただきます。よろしくをお願いします。
3 番	3 番竹内です。大変お待たせをいたしました。委員長は、嘉本委員、副委員長は、小山委員、と決まりましたので報告いたします。
議 長	ただ今、発表のとおり、委員長は、嘉本委員、副委員長は、小山委員、ということですが、質疑はございませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。これは人事案件でございます。また、要綱第4条の規定に基づき、互選により決定することとなっておりますので討論を省略いたします。</p> <p>お諮りいたします。議第240号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を選考するための選考委員長並びに選考副委員長の選出については、委員長は、嘉本委員、副委員長は、小山委員として選出したいと考えます。提案のとおり選出することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第240号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を選考するための選考委員長並びに選考副委員長の選出については、提案のとおり選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第241号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページ、議第241号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、を説明します。10ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。</p> <p>番号1番～9番、〇〇町〇〇地区については、地目は田5筆、畑4筆の合計9筆、関係者は1名で合計面積は4,955㎡です。令和2年4月24日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(確認委員、補足説明なし)</p> <p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第241号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第241号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第242号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11ページ、議第242号農地法第3条の規定による許可申請について、を説明</p>



発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第242号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第243号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書14ページ、議第243号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定について、を説明します。議案書は15ページ、図面資料は18ページからご覧ください。</p> <p>議案上程の理由は、空き家付き農地について指定追加及び指定解除の事案が発生したため、令和2年1月23日総会で審議していただき告示した内容を変更するためです。</p> <p>議案書15ページの別表2をご覧ください。指定追加によるものが太文字下線表示となる3筆、指定解除によるものが見え消し6筆となります。指定追加に係る農地は資料19ページから22ページをご覧ください。これにより、空き家付き農地は変更前の8物件30筆から8物件27筆に変更となります。なお、変更後の下限面積及び別段面積の告示日については、本日を予定しております。以上について、ご審議よろしくお願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第243号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第243号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定については、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第244号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページ、議第244号農地法第4条の規定による許可申請について、提出のあった案件について説明をいたします。17ページをご覧ください。図面は、24ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で申請面積は9㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。</p> <p>転用理由は、現在の墓地は遠方の急峻な山中にあり維持管理が困難であるため、申請地に移転したい。とのこと。確認は〇〇推進委員さん。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。ことから第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿畑、現況雑種地で申請面積は149㎡</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は貸駐車場で普通自動車5台分を整備されます。転用理由は、貸家のための貸し駐車場としたい。とのことです。</p> <p>始末書が提出されており、農地法の認識不足から令和元年6月ごろより隣接地の貸家の駐車場に利用してしまった。とのことです。確認は〇〇委員さん。</p> <p>農用地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿畑、現況雑種地で申請面積は84㎡です。申請人は、申請番号2番と同じで、転用目的は貸駐車場で普通自動車4台分を整備されます。転用理由は、△△△△の従業員の貸駐車場としたい。とのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足から昭和60年ごろより△△△△の駐車場に利用してしまった。とのことです。</p> <p>確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号2番に同じです。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
13番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
13番	<p>13番〇〇です。申請番号2番3番の□□□□さんより始末書が出ておりますので、読ませていただきます。</p> <p>申請番号2番の始末書ですけれども、この度、農地法第4条の許可申請をするにあたり、〇〇町〇〇△△-△、土地は畑でありましたが、令和元年6月ごろより隣接地の貸家の駐車場に利用してきました。本来なら農地法の許可を得て工事の着手すべきところ、農地法の認識不足から事前着工してしまいました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓ひいたします。</p> <p>申請番号3番の始末書ですけれども、〇〇町〇〇△△-△、土地は畑でありましたが、昭和60年ごろより隣接地の△△△△の駐車場に利用してきました。本来なら農地法の許可を得て工事の着手すべきところ、農地法の認識不足から事前着工してしまいました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓ひいたします。ということですので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませぬか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませぬか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第244号農地法第4条の規定による許可申請については、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませぬか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第244号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	次に、議第245号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書18ページ、議第245号農地法第5条の規定による許可申請について、を説明します。2件の申請が出ております。議案書は19ページをご覧ください。資料は37ページからご覧ください。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は登記簿現況ともに田で、面積は合計416㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は、個人住宅で居宅1棟を建築されます。</p> <p>転用事由は、現在借家住まいであるため申請地を譲り受け、個人住宅を新築する。ということです。この場所につきましては、先月の総会において畑への転換が報告されております。進入路となる△△-△について同じく先月総会において農地への進入路として転用が承認されておりました。このことについて本申請にあたり顛末書が提出されており、△△-△の土地については、△△-△および△の農地への進入路として整備するものでした。しかし、譲受人の強い希望により△△-△および△を譲り渡すこととなり、それに伴い△△-△については、計画通り進入路として造成整備後、所有権移転いたします。とのことです。土地代は10アール当たり1,400万円。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農業振興地域外で、都市計画区域内の準工業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は1028番3が登記簿現況ともに畑、1031番1が登記簿は畑で現況が荒廃農地で、面積は合計364㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇府〇〇市の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は、駐車場で経営する共同住宅用の駐車場を整備されます。転用事由は、共同住宅の駐車場が不足し、不便であるので申請地を譲り受け駐車場として利用する。ということです。土地代は10アール当たり63千円。確認は〇〇推進委員さんです。都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、申請番号1番と同様の理由から、原則転用可能な第3種農地と判断いたしました。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(確認委員、補足説明なし)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第245号農地法第5条の規定による許可申請については、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	異議なしと認めます。よって、議第245号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議第246号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書20ページ、議第246号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を説明します。議案書21ページをご覧ください。今回は設定件数5件。内訳は〇〇町2件、〇〇町1件、〇〇町2件となります。</p> <p>借り受け戸数は4戸となっております。中間管理機構が借り受けるものは、議案書22ページの番号1番となります。転貸予定先は、農事組合法人〇〇さんです。</p> <p>全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。15時00分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">・・・ (休憩) ・・・</p>
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に、〇〇町より順次発表願ひます。
16番	16番〇〇です。〇〇町は、2件ございますが、1件は農事組合法人〇〇へ貸付けとなります。1件は耕作される人がこの土地の近くに住んでおられるということで、いずれも妥当と判断いたしましたのでよろしくお願ひします。
議 長	次に、〇〇町お願ひします。
3 番	3番です。〇〇町は、1件ですけれども〇〇委員が欠席であります。〇〇委員が借り受けて作るということで、妥当でございます。よろしくお願ひします。
議 長	次に、〇〇町お願ひします。
5 番	5番です。4番5番の2件の件につきまして、いずれも新規でございます。妥当と判断いたしましたので審議の方よろしくお願ひします。
議 長	<p>はい、ありがとうございます。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第246号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(無しの声あり)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって、議第246号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(15:00終了)

9. その他事項等

<p>○その他事項について</p> <p>(1) 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について(資料No.1)</p> <p>(2) 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について(資料No.2)</p> <p>(3) 農業委員及び推進委員の推薦並びに応募状況について(資料No.3)</p> <p>(4) その他</p> <p>※第36回総会開催日程等について</p> <p>○6月の第36回総会は、6月26日(金)、午後1時30分から市役所3階・301会議室で開催。 ※それでは、これにて全ての日程を終了いたします。お疲れ様でございました。</p>
---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和      年      月      日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_